

参考表 第一表 実質国民所得

年次 項目	基準時 昭9~11年	28年		29年		
		暦年	年度	暦年	年度	
1 分配国民所得	10億円	14.4	5,741.0	5,877.5	6,104.2	6,132.2
2 (同上指数)	(1.0)	(398.7)	(408.2)	(423.9)	(425.8)	
3 (同上対前年比)	(-)	(114.2)	(113.2)	(106.3)	(104.3)	
4 総人口	1,000人	68,647	86,683	86,975	87,933	88,250
5 (同上指数)	(100.0)	(126.3)	(126.7)	(128.1)	(128.6)	
6 (同上対前年比)	(-)	(101.4)	(101.4)	(101.4)	(101.5)	
7 一人当名目所得	円	210	66,230	67,577	69,419	69,487
8 (同上指数)	(1.0)	(315.4)	(321.8)	(330.6)	(330.9)	
9 (同上対前年比)	(-)	(112.6)	(111.6)	(104.8)	(102.8)	
10 物価指数		1.0	305.5	310.7	313.8	311.9
11 実質国民所得	10億円	14.4	18.8	18.9	19.5	19.7
12 (同上指数)	(100.0)	(130.5)	(131.4)	(135.1)	(136.5)	
13 (同上対前年比)	(-)	(109.3)	(106.8)	(103.5)	(103.8)	
14 一人当実質国民所得	円	210	217	218	221	223
15 (同上指数)	(100.0)	(103.3)	(103.8)	(105.2)	(106.2)	
16 (同上対前年比)	(-)	(108.2)	(105.8)	(102.0)	(102.3)	

参考表 第二表 実質個人消費支出

年次 項目	基準時 昭9~11年	28年		29年		
		暦年	年度	暦年	年度	
1 個人消費支出	10億円	11.0	4,291.4	4,415.1	4,661.2	4,690.4
2 (同上指数)	(1.0)	(390.1)	(401.4)	(423.7)	(426.4)	
3 (同上対前年比)	(-)	(119.6)	(117.3)	(108.6)	(106.2)	
4 総人口	1,000人	68,647	86,683	86,975	87,933	88,250
5 一人当名目個人消費支出	円	160	49,507	50,763	53,009	53,149
6 (同上指数)	(1.0)	(309.4)	(317.3)	(331.3)	(332.2)	
7 (同上対前年比)	(-)	(118.0)	(115.7)	(107.1)	(104.7)	
8 物価指数		1.0	289.1	295.1	304.3	303.7
9 実質個人消費支出	10億円	11.0	14.8	15.0	15.3	15.4
10 (同上指数)	(100.0)	(134.5)	(136.4)	(139.1)	(140.0)	
11 (同上対前年比)	(-)	(113.0)	(109.5)	(103.4)	(102.7)	
12 一人当実質個人消費支出	円	160	171	172	174	175
13 (同上指数)	(100.0)	(106.9)	(107.5)	(108.7)	(109.4)	
14 (同上対前年比)	(-)	(111.8)	(108.2)	(101.8)	(101.7)	

参考表 第三表 個人消費

年次 項目	28年				28曆年	29年 1~3
	1~3	4~6	7~9	10~12		
飲食費	506,934	512,515	557,414	626,484	2,203,347	560,394
農家	182,756	181,313	193,087	210,355	767,511	200,151
非農家	324,178	331,202	364,327	416,129	1,435,836	360,243
被服費	113,221	110,126	122,663	209,272	555,282	123,952
農家	43,924	32,527	42,581	70,770	189,802	51,254
非農家	69,297	77,599	80,082	138,502	365,480	72,698
光熱費	67,697	45,497	52,487	70,644	236,325	73,852
農家	24,202	16,850	16,124	22,171	79,347	25,477
非農家	43,495	28,647	36,363	48,473	156,978	48,375
住居費	64,761	67,641	77,728	104,563	314,693	77,482
農家	39,958	32,146	41,843	58,545	172,492	47,051
非農家	24,803	35,495	35,885	46,018	142,201	30,431
雑費	241,919	224,438	228,959	281,196	976,512	280,927
農家	98,368	78,852	74,836	96,009	348,065	115,358
非農家	143,551	145,586	154,123	185,187	628,447	165,569
合計	994,532	960,217	1,039,251	1,292,159	4,286,159	1,116,607
農家	389,208	341,688	368,471	457,850	1,557,217	439,291
非農家	605,324	618,529	670,780	834,309	2,728,942	677,316

支出 (人的方法のみによる)

(単位100万円)

A 28年度	29年			29曆年	30年 1~3	B 29年度	B 対前年比 B/A
	4~6	7~9	10~12				
2,256,807	583,761	594,553	654,848	2,393,556	570,435	2,403,647	106.5%
784,906	198,287	206,725	226,975	832,138	211,787	843,774	107.5
1,471,901	385,474	387,828	427,873	1,561,418	358,698	1,559,873	106.0
566,013	117,158	115,818	197,799	554,727	115,080	545,855	96.4
197,132	36,183	41,299	66,874	195,610	45,088	189,444	96.1
368,881	80,975	74,519	130,925	359,117	69,992	356,411	96.6
242,480	50,129	54,706	72,604	251,291	69,458	246,897	101.8
80,622	18,003	16,857	22,422	82,759	24,549	81,831	101.5
161,858	32,126	37,849	50,182	168,532	44,909	165,066	102.0
327,414	75,931	86,221	110,527	350,161	76,337	349,016	106.6
179,585	37,194	45,271	62,553	192,069	42,828	187,846	104.6
147,829	38,737	40,950	47,974	158,092	33,509	161,170	109.0
1,015,520	265,245	253,410	290,410	1,039,992	303,817	1,112,882	109.6
365,055	88,626	81,536	103,988	389,508	119,744	393,894	107.9
650,465	176,619	171,874	186,422	700,484	184,073	718,988	110.5
4,408,234	1,092,224	1,104,708	1,326,188	4,639,727	1,135,177	4,658,297	105.7
1,607,300	378,293	391,688	482,812	1,692,084	443,996	1,696,789	105.6
2,800,934	713,931	713,020	843,376	2,947,643	691,181	2,961,508	105.7

参考表 第四表 デフレーター (実質国民所得推計物価指数)

年次 項目	基準時 昭9~11年	28年		29年	
		暦年	年度	暦年	年度
1 農村物価指数	1.0	293.5	297.7	307.9	308.1
2 (同上対前年比)	(-)	(103.2)	(103.9)	(104.9)	(103.5)
3 消費者物価指数	1.0	286.2	293.4	301.8	300.7
4 (同上対前年比)	(-)	(107.6)	(109.6)	(105.5)	(102.5)
5 ウ エ イ ト { 農村 1×40%	0.40	117.4	119.1	123.2	123.2
6 { 都市 3×60%	0.60	171.7	176.0	181.1	180.5
7 総合消費財物価指数 (5+6)	1.0	289.1	295.1	304.3	303.7
8 (同上対前年比)	(-)	(105.7)	(107.2)	(105.3)	(102.9)
9 生産財実効物価指数	1.0	354.6	357.6	342.3	336.3
10 (同上対前年比)	(-)	(101.1)	(102.8)	(96.5)	(94.0)
11 ウ エ イ ト { 消費財物価 7×75%	0.75	216.8	221.3	228.2	227.8
12 { 生産財物価 9×25%	0.25	88.7	89.4	85.6	84.1
13 総合物価指数 (11+12)	1.0	305.5	310.7	313.8	311.9
14 (同上対前年比)	(-)	(104.3)	(105.9)	(102.7)	(100.4)

第三 推計方法

以下に、第二統計諸表に示めされた昭和29年度における国民所得の主要系列について、その推計方法を概説する。なお、28年度の推計を改訂した主要部分についても最後にその概略を説明した。

一 概 要

国民所得は生産、分配、支出の三面からとらえることができる。現在その生産面は分配国民所得を産業別に編成がえして推計された産業別国民所得で代用しているため、つきに右の分配面と支出面についてその推計方法の概略をのべることにする。

(1) 分配国民所得

国民所得は、ある国の居住者の生産活動によつて一定期間にあらたに附加された純生産物の価値であるが、分配国民所得という場合は、右の純生産物の価値(附加価値)をその生産活動に参加した各経済主体に分配される面においてとらえたものである。

(A) 勤労所得

これは、賃金俸給所得とその他の被雇者報酬とからなる。賃金俸給所得の推計は、まず産業別に「毎月勤労統計」(労働省)、「民間給与実態調査」(国税庁)や「事業所統計調査」(統計局)などから一人当たり平均給与をもとめ、これに見合う勤労者数(国勢調査および労働力調査などから推計)を乗じてもとめられる。その他の被雇者報酬とは、兼業、重役俸給、議員才費、チップなどである。

(B) 個人業主所得

これは、個人が企業の主体となり、家族や雇傭者を使つて企業を運営してえた所得である。その推計は、産業別に「農家経済調査」(農林省)、「個人商工業経済調査」(統計局)や税務統計などから一業主当たり所得をもとめ、これに見合う個人業主数(国勢調査、労働力調査、農業センサ

スなどから推計)を乗じる方法によつている。

(注) (A)(B)とも林業、水産業については、同業主の附加価値から間接的に推計している。

(C) 個人賃貸料所得

田畑小作料、宅地地代家賃、その他にわけて個人の受取るとみられる所得をもとめる。右の項目の前2者は、面積単位当り賃貸料所得にここに計上すべき範囲の面積をかけて推計する。後者の「その他」は個人所有の特許権、著作権などの使用料としてえられる所得であるが、これは「法人企業統計」や税務統計などから推計している。

(D) 個人利子所得

貨幣利子と帰属利子とにわけ、いずれも金融機関の損益計算書から個人の受取る、あるいは個人に帰属せしめるべき利子を推計している。

(注) 帰属利子とは、金融機関が個人の予金者の予金を管理運営するというサービスを個人に無償で提供することに見合つて発生する所得のことをいうのである。金融機関の投資運用所得と支払利子との差額で推計する。

(E) 法人所得

税務統計および「法人企業統計調査」を基礎にして、法人企業の純益をもとめ、これを法人の所得としている。

(F) 官公事業剰余等

中央および地方財政の決算書から官公事業(国鉄、通信等)の剰余金のほか、政府の受取つた賃貸料および利子を計上している。

(G) 海外よりの純所得

大蔵省調のわが国「国際収支表」によつて利子配当等の所得の海外からの受取から海外への支払を差引いて推計している。

(H) 政府および消費者の負債利子

政府および消費者の負債利子とは、生産に伴う所得とはみなされないから、国際慣行に従つてこれらを一括して最後に控除することにしてい

る。政府の負債利子は、国債および地方債の利子支払総額から企業会計とみなされるものの支払利子を控除してもとめた。消費者負債利子は、質屋およびその他の金融機関が消費資金を貸付けてえた受取利子を厚生省、警察庁などの調査および日銀の「経済統計月報」などから推計した。

(2) 国民総支出

国民総支出は、国民所得に資本減耗引当を加えたものの支出面をしめすものである。

(A) 個人消費支出

これは個人や非営利団体の財貨およびサービスに対する支出であつて、飲食、被服、光熱、住居、雑費の5項目にわけられている。このうち前3者は、生産、配給統計を基礎(飲食、光熱は25年度、被服は22年度について)にして推計したものを、「農家経済調査」や「都市家計調査」などを利用して延長してもとめられ、後2者は家計調査などを基礎に算出されている。

(B) 政府の財貨とサービスの購入

これは中央、地方財政の財貨およびサービスの購入であつて、民間企業への補助金、生活困窮者への救済費などの振替支出、既存資産の購入および企業会計の経常費用はふくまない。その推計は、「一般会計、特別会計、政府機関等の決算書」(大蔵省)や「地方財政概要」(自治庁)などを基礎として、決算や決算見込の総額から重複と控除項目を控除しておこなわれている。

(C) 国内民間総資本形成

これは、国内における個人および民間企業による資本形成額であつて、個人住宅建設、生産者耐久施設、在庫品の増加の3項目にわけられている。

個人住宅は、「建築動態統計」(建設省)からもとめられる。生産者耐久施設と在庫品の増加は法人企業と個人企業にわけて推計され、前者は「法人企業統計やその四半期別統計」(大蔵省)、後者は「農家経済調

査」、「個人商工業経済調査」(統計局)などから推計される。

(D) 経常海外余剰

これはわが国の諸外国に対する経常諸収支勘定の受払の差額であつて、「国際収支表」(大蔵省)から算出される。

二 国民総生産費

(1) 分配国民所得

分配国民所得とは、一国内の居住者の一定期間における生産活動によつて発生し、生産諸要素に帰属した現金および現物の所得の総額である。

(A) 勤労所得

賃金俸給所得とその他の被傭者報酬とからなり、前者は常傭、日傭をとわず、雇傭契約によつて被傭者の地位にある人びとの賃金俸給(重役俸給を除く)所得で、臨時の給与、賞与、現物賞与などをふくみ、後者は重役俸給、社会保険料の傭主負担分、議員才費、チップなどのほかに、被傭者が兼業として受取る勤労所得などからなる。これらの所得は所得税控除前のものである。

(a) 賃金俸給所得

(i) 農林水産業 農業は28年度を基準として、「農家経済調査」により、全国平均一戸当り雇傭労賃の延びをもとめ、28年度勤労所得に乗じて29年度分を推計した。なお今回、28年度について、全国平均一戸当り農業所得に対する雇傭労賃の比率を「28年度農家経済調査年報」によつてもとめ、これを同年報により詳しく推計しなおした農業個人業主所得に乗じて再計算し修正した。

林業は、29暦年推計における29年10~12月分を基準とし、30年1~3月を延長推計して、29年度分をもとめた。右の延長指数は、「山林労働賃金」(農林省)と生産量(林野庁)との総合したものをを用いた。

水産業は、29暦年推計における29年10~12月分を基準とし、30年1~3月を延長推計して、29年度分をもとめた。右の延長指数は、

漁家の雇傭労賃(資料の関係から大体農業の傾向に準ずるものとして、農業労働賃金を用いた)と「法人企業統計調査」による水産業法人従業員給与の傾向を算術平均してもとめた賃金指数と「労働力調査」からの水産業雇傭者指数とを総合したものをを用いた。

(ii) 農林水以外の産業 各産業別常傭、日傭別の一人当り平均賃金にそれぞれの被傭者数を乗じて算出した。ただし公務をのぞく各産業ごとに従業者数30人以上の事業所と30人未満の事業所別に賃金をもとめ、被傭者数も統計局調「事業所統計調査(29年)」を基礎とし統計局調「労働力調査」、労働省調「毎月勤労統計」などによつて、従業者数30人以上と30人未満のものに分割して、それぞれの平均賃金に乗じた。

(1) 一人当り賃金

(i) 鉱業、建設業、製造業、卸売小売業、金融保険不動産業、運輸通信その他の公益事業については、つぎのようにして従業者数30人以上と30人未満の事業所別に一人当り平均賃金をもとめた。

常傭職員労務者については、従業者数30人以上の事業所分は「毎月勤労統計」の一人当り現金給与額に労働省調「給与構成調査(25年)」によつて現物給与を補つた。

30人未満のものについては、国税庁調「民間給与実態調査(29年)」より30人以上に対する30人未満の一人当り賃金較差をもとめ、これを先にえた30人以上の一人当り賃金に乗じてもとめた。

日傭労務者については、従業者数30人以上の事業所分は「毎月勤労統計」よりもとめた臨時および日傭労務者一人一日当り平均現金給与額に「労働力調査」を基礎としてえた一か月当り稼働日数を乗じた。ただし、建設業の稼働日数は労働省調「屋外労務者職業別賃金調査」よりもとめた。

従業者数30人未満のものについては、30人以上の日雇賃金に常備と同じ30人以上に対する30人未満の賃金較差を乗じてもとめた。

(ii) サービス業 前述国税庁資料から従業者数30人以上と30人未満の事業所別に卸売小売業に対するサービス業の賃金較差をもとめ、常備は、(i)でえた卸売小売業の常備従業者数30人以上のものと同30人未満のもの賃金に乗じてそれぞれの賃金をもとめ、日雇は(i)でえた卸売小売業日雇の従業者数30人以上のものと同30人未満のもの一人一日当り現金給与額に上記の較差を乗じ、さらに「労働力調査」を基礎としてえた一カ月当り稼働日数を乗じてそれぞれの賃金をもとめた。

(iii) 公務 公務員については、人事院および自治庁調の資料により、駐留軍労務者については調達庁調の資料によって一人当り平均賃金をもとめ「国勢調査(25年)」および「労働力調査」などの人員によってウェイトをつけて公務平均の賃金をもとめた。

非常勤職員、日雇労務者については、人事院および自治庁調の資料によって別途推計し、公務平均賃金に公務の被備者を乗じる際にこの人員を差引いた。

(I) 被備者数 「昭和25年国勢調査10%集計結果表」を基礎にし、「労働力調査」の傾向によって延長推計した。

まず就業者(個人業主および被備者)の総数については、「労働力調査」各月の就業者総数に25年9月「労働力調査」と「25年国勢調査」との就業者総数の較差を乗じて推計した。

つぎに、上記の就業者総数の産業別、地位別分割はつぎのようにしておこなった。

(a) 「25年国勢調査」と25年9月の「労働力調査」との産業別、地位別就業者数の較差をもとめ、

(b) 毎月の「労働力調査」の産業別、地位別就業者数に上記の較差をそれぞれ乗じ、

(c) (b)の産業別、地位別就業者数を合計し、この合計値に対する各産業別、地位別就業者数の構成比をもとめ、

(d) 上記の構成比を就業者総数に乗じて、産業別、地位別就業者数をもとめた。

なお、被備者の常備、日雇別の分割は、上述の産業別、地位別分割に準じておこなった。

以上のようにしてもとめた常備のなかには、常勤重役がふくまれているから、後述重役俸給の項でえた産業別(公務を除く)の常勤重役数を控除した。

(b) その他の被備者報酬

(i) 兼業 統計局調「家計調査」より勤労者世帯の世帯主の本業収入に対する副業収入の割合をもとめ、これを農林水以外の産業の勤労所得に乗じて算出した。

(ii) その他

(1) 重役俸給 常勤重役一人当り平均給与に重役数を乗じてもとめた。

一人当り平均賃金は、先にもとめた各産業別、常備規模別賃金を平均した全規模平均賃金に大蔵省調「法人企業統計年報および季報」からえた各産業別の一人当り常勤重役給与の較差(常用従業者と常勤重役の平均一人当り給与に対する常勤重役一人当り給与の比率)を乗じてもとめた。常勤重役数も「法人企業統計」より推計した。

(II) 社会保険料雇主負担分 決算書より各社会保険の保険料収入の収納済額をもとめ、これに各雇主負担分の比率を乗じて推計した。ただし、共済組合については決算額がえられないので、大蔵省調「国家公務員共済組合事業報告書」の経理概況の負担金をと

つた。

(Ⅱ) チップ 昭和25年度における卸売小売業、サービス業のチップと勤労所得との比率を29年の卸売小売業とサービス業の勤労所得額に乗じて推計した。

(Ⅳ) 才費 国会議員については衆、参両院会計課に照会し、都道府県市町村会議員については自治庁調の決算見込額によつた。

(B) 個人業主所得

この所得は、個人が企業の主体となり、家族や被属者の労働を使つて企業を運営してえた所得であるが、その実質は、企業としての利潤と企業主およびその家族の労働に対する勤労所得との混合所得である。

(a) 農林水産業 農業は、28年度分を基準として、「農家経済調査概要」による全国平均一戸当り農業所得の延びと、「農業動態調査」による農家戸数の傾向とを総合した指数をもとめ、これを28年度農業個人業主所得に乗じて推計した。なお今回の推計にあつて、28年度の個人業主所得も28年度「農家経済調査年報」ならびに農業センサスによつて、地域別、階層別に算出したので、旧推計は修正された。

林業は、29暦年推計による29年10～12月分を基準とし、30年1～3月分を延長推計して、29年度分をもとめた。延長指数は、素材、木炭、薪の生産数量指数（林野庁資料）と同卸売物価指数（日銀）とを総合したものによつた。

水産業は、29暦年推計による29年10～12月分を基準とし、30年1～3月分を延長推計して29年度分をもとめた。延長指数は海面漁獲量指数（農林省統計調査部）と魚価指数（漁家経済調査物財統計）とを総合したものによつた。

(b) 農林水以外の産業 産業別個人業主数に各産業一人当り平均所得を乗じて算出した。個人業主数は、農林水以外の各産業の勤労所得の推計における被属者数の推計と同様の方法でもとめた。

一人当り平均所得は製造業と卸売小売業については、まず総理府統

計局調「個人商工業経済調査」の従業員規模別一人当り所得を「労働力調査」の規模別従業員数によつて加重平均して全規模一人当り平均所得を算出し（この場合短時間就業者について既に発表した28年度推計と同様の調整を加えた）、つぎに「個人商工業経済調査」では減価償却費を所得から控除していないから、この点を「法人企業統計年報」より資本金200万円未満の法人の売上高に対する減価償却費の比率によつて調整し、さらに「個人商工業経済調査」は特定都市のみを調査対象としているから、国税庁調「所得種類別表」における全国一人当り所得と調査都市のそれとの較差により調整して、それぞれ一人当り所得をもとめた。

製造業および卸売小売業以外の産業については、「所得種類別表」から産業別一人当り所得をもとめ、鉱業および建設業については、その製造業に対する比率を、金融不動産業、運輸通信その他の公益事業およびサービス業については、その卸売小売業に対する比率を、それぞれさきに推計した製造業および卸売小売業の29暦年分一人当り所得に乗じて暦年分の所得をもとめ、これとつぎのべる指数の傾向（この際29年1～3月分は暦年報告のままとし、残額4～12月分を後述の指数を使用して按分した。ただし、鉱業のみは、実状にそくさないのて四半期分割で29年1～3月分を変更した）によつて30年1～3月分を延長推計して29年度分の所得をもとめた。これは、「所得種類別表」が暦年分の所得を集計しているためである。

利用した指数はつぎの通りである。

製造業および卸売小売業については統計局調「個人商工業経済調査」の各四半期別営業利益、鉱業については日銀調「卸売物価指数（石灰、石材、砂利、砂）」および経済企画庁調「産業活動指数（鉱業）」の総合指数、建設業については建設省調「建築動態統計」中「木造工事予定額調」、運輸通信およびその他の公益事業については、運輸調査局調の貨物と旅客別自動車輸送量（運輸と経済）および日銀調「本邦

経済統計（料金指数）の総合指数、金融不動産については個人消費支出中の帰属利子の傾向、サービス業については当庁調「個人サービス業経済調査」の傾向である。ただしサービス業については、所得税統計、その他の資料を勘案して若干の調整をおこなった。

(c) 内職 統計局調「家計調査」より勤労者世帯主の本業収入に対する内職収入の割合をもとめ、これを農林水産業以外の産業の勤労所得に乗じて算出した。

(C) 個人賃貸料所得

この所得は、個人が所有する不動産（有形、無形固定資産）の賃貸から生ずる所得であるが、不動産の賃貸を業とする個人業主の所得は不動産業として個人業主所得にふくまれるから、本項からは除外してある。また、自己の消費用に使用する不動産の地代家賃は、本項に計上してあるが、営業用に使用している不動産の地代家賃は個人業主所得の一部を構成するから本項にはふくまれない。個人賃貸料所得の内容は、田畑小作料、宅地地代および家賃のほか、個人が所有する特許権、著作権などに基く所得から構成されている。

なお本項の所得は、賃貸料の総額から、減価償却費、修繕費、固定資産税などの費用を控除した純額である。

(a) 田畑小作料 勸銀調「28及び29年3月田畑別反当り小作料」から反当り平均固定資産税を控除したものに、それぞれ田畑別小作地面積（農林省調「農地問題に関する統計資料」などからその後の小作地増減を調整した）を乗じて推計した。

(b) 宅地地代および家賃 宅地地代および家賃は家賃一本にまとめて算出している。

以下宅地地代および家賃を単に家賃とよぶ。

(i) 総家賃 総家賃は、坪当り家賃に住宅面積を乗じて算出した。

(I) 坪当り家賃 統計局調「28年住宅統計調査」などをもとにして算出した28年7～9月坪当り家賃合計額を、総理府統計局調の

家賃指数の傾向によつて延長推計した。なお詳細は「昭和28年度国民所得報告」を参照されたい。

(II) 住宅面積 28、29年についての自治庁調「家屋総床面積」に昭和25年度家屋税表、住宅調査、事業所統計調査などを参考にし、法人所有分および個人自己所有営業用分をもとめ、これを控除して推計した。

(ii) 純家賃 建設省調「昭和28年度家賃実態調査結果抄報」より、実家賃から坪当り総平均の修繕料、火災保険料および管理費の合計額を差引いた額の実際家賃に対する比率を、さきにもとめた総家賃に乗じて地代およびその他の諸経費込の所得を計算し、つぎに同調査から純平均減価償却費の実際家賃に対する割合を総家賃に乗じて計算した減価償却費および自治庁調の家屋および宅地坪当り平均決定価額に固定資産税の税率を乗じて計算した坪当り平均税額に住宅面積および宅地の面積を乗じてもとめた固定資産税を控除して純家賃とした。（なお宅地面積は、自治庁調「土地家屋調査」から総宅地面積をとり、これから農漁家分を推計控除してその他の面積を算出し、つぎにその面積から「22年宅地調査」における比率により法人所有分および個人所有自己使用営業用分を控除し、さらにこれに「23年農家経済調査」と「25年世界農業センサス」を利用して推計した農家所有消費用地と「24及び29年漁業センサス」による漁家（専業および賃労働兼業漁家）戸数に漁家一戸当り宅地面積（農家の消費用と同一とみなした）を乗じてもとめた漁家宅地とを加えて推計した。）

(c) その他 個人が所有する特許権、著作権、借地権、鉱業権、電話加入権、営業権などの無体財産権の使用料としてえた所得である。

大蔵省調「28年、29年法人企業統計年報」により、無形固定資産価額と附加価値の割合などを参考にして国民所得総額から国内無形固定資産総額を推計し、これから法人所有の国内無形固定資産価額を差引

いて個人所有の国内無形固定資産額を28年および29年についてもとめ、この傾向を28年の計数に乗じて推計した。なお28年の計数については「昭和28年度国民所得報告」を参照されたい。

(D) 個人利子所得

個人が政府と民間企業とから受取る貨幣利子および帰属利子からなる。ただし、政府からの利子は、公債利子のうち個人に支払われたもののみである。帰属利子とは、個人の預金者がその預金の管理運用にともなつて無償で金融機関から受取つたとみなされるサービスに見合う利子部分と、生命保険会社によつて個人の勘定として留保された余裕金の投資運用からの投資収入とからなる。

なお、個人を受取る政府の公債の利子は本項に計上してあるが、これは控除項目として政府と個人の消費者負債利子を計上することとしているためである。

(a) 貨幣利子 銀行、信託、相互、信金など各種金融機関の損益計算書から預貯金の支払利息をもとめ、これから個人、法人別預貯金残高などを基礎にして個人分の預金利子を推計した。

また、有価証券利息として国債、事業債利子の個人分を計上した。

(b) 帰属利子

(i) 一般金融機関 一般金融機関の証券投資収入および貸出収入から預金、債券、借入金などに対する利息および日銀からの借入金利息を控除したものに個人、法人別預貯金残高等をもとにしてもとめた個人分の比率を乗じて個人分の帰属利子を推計した。

(ii) その他 大蔵省銀行局保険課の資料により、生命保険会社の損益計算書より投資収入をもとめ、これから支払利息を差引いた残額を個人分の帰属利子として推計した。

(E) 法人所得

法人所得は、内国普通法人および内国特別法人の所得に、日銀の国庫納付金ならびに外国法人のわが国における所得を加算したものである。

内国普通特別法人の所得は、国税庁「会社表」および「特別法人表」における利益会社の利益金に、利益金から控除された繰越欠損金を加えてこれから損失会社の損失金を差引いて算出した。損失会社の損失金は、会社表の利益金に、大蔵省調「法人企業統計調査」からもとめた利益会社の利益金に対する損失会社の損失金の比率を乗じて算出した。なお「会社表」および「特別法人表」は各年2月1日～翌年1月末日までの所得を集計しているから、これを4月1日～翌年3月末日までの年度分に調整し、さらに大蔵省および国税庁の資料にもとづいて申告所得に対する更正決定による増差分、免除所得、非課税法人の所得、減税措置による法人所得の減少分などについての調整をおこなつた。

外国法人のわが国内における所得は、大蔵省調により国際収支における法人未分配利潤、利子、配当、著作権使用料、フィルム賃貸料および特許権使用料のわが国の支払額をもとめ、このうち法人分を推計した。

日銀の国庫納付金は決算額によつた。

法人所得は、法人税、個人配当（重役賞与を含む）、法人留保から構成される。法人税は決算書よりもとめた。個人配当は、「法人企業統計調査」の利益会社における配当および重役賞与の利益金に対する比率をもとめ、これを法人所得の総額から日銀納付金を差引いたものに乗じて算出した。このうち配当金については、さらに大蔵省調「株式分布状況調」からえられた株式の個人所有分の比率により個人受領分のみを推計した。法人留保は法人所得の総額から法人税および個人配当を差引いたものである。

(F) 官公事業剰余等

「政府収入等」の「官公事業剰余等」の項参照。

(G) 海外からの純所得

「国民総支出」の「経常経外余剰」の項参照。

(H) 政府と消費者の負債利子

政府が官公事業以外で借りた公債利子と消費者の負債利子とは生産に

ともなる所得とはみなされないから、これを分配国民所得にふくめてはならない。

従来の推計では、赤字国債利子については、一部、官公事業剰余等、個人利子所得などから、それぞれ見合分を控除していたが、28年度推計から、政府の赤字国債利子だけでなく政府が官公事業以外で借りた公債の利子および新たに推計した消費者負債利子をもふくめた「政府と消費者の負債利子」という項目を新たに控除項目として設定することとした

(a) 政府公債利子 (除官公事業公債) 国債整理基金特別会計の支払済額、「地方財政概要」に基づく公債利子額 (決算額) から国債、地方債の利子額をもとめ、これから企業会計とみなされるものの支払利子を控除した。

(b) 消費者負債利子 質屋およびその他の金融機関が消費者に消費資金を貸付けてえた受取利子を推計したものである。

(i) 質屋の利息収入 昭和28年度の実績を基礎にして、勤労者世帯 (全都市) の借入金と農家の負債利子との28年度から29年度への伸びを勤労者分6、農家分4で加重平均した総合指数によつて延長推計した。

28年度の実績は、つぎのように公益質屋と民営質屋の利息収入とに分けて推計合算したものである。

公益質屋の利息収入は、厚生省調の「職業別貸付状況」を利用して事業資金としての貸付部分を推計控除したものである。

民営質屋の利息収入は、警察庁調により一口当り貸金額、一口当り入質期間、一口当り利子をもとめ、これに乗じて、調査店舗全部の利息収入を計算し、これから店舗平均額を計算したものに全国質屋数を乗じて、総額を推計した。しかし、これには事業資金としての貸付もふくまれているから、前記厚生省調の職業別貸付状況を用いてこの分を控除した。

(ii) 金融機関の利息収入 全国銀行、相互銀行、信用金庫、農協組別

に推計した。全国銀行については、日銀調「経済統計月報」から「業種別平均貸出残高のその他」を個人への消費資金の貸付とみなしてその年度分をもとめ、これに平均貸出利率を乗じて推計した。相互銀行、信用金庫については、日銀調「本邦経済統計」から全国銀行の場合と同様に平均貸出残高をもとめ、これに平均貸出利率を乗じて推計した。

農協組については、農林省調「農家資金動態調査」より農家の農協組からの借入分中個人消費資金に廻る部分の割合をもとめ農協組貸出金平均残高にこれに乗じて個人消費資金相当分を算出し、さらにこれに農協組の短期貸付金の平均貸付利率を乗ずる方法によつて推計した。

(2) 調整項目

(A) 資本減耗引当

資本減耗引当は、(a) 減価償却費 (b) 資本偶発損 (c) 経常費としてあてられた資本的支出からなっている。資料などの関係により、(b) および (c) は時価ベースで評価されているが (a) のうち個人企業の農業以外については簿価によつている。

(a) 減価償却費 減価償却費は、官公事業、法人企業、個人企業および個人住宅について計上した。

(i) 官公事業 官公事業のうち、国の企業特別会計については、「各企業特別会計決定計算書」に計上されている減価償却費をそのままとつた。なお国有鉄道については、特別補充取替費を加えた。地方公共団体の公企業の減価償却費は資料不備のため計上しなかつた。

(ii) 法人企業 一般産業については、暦年分として大蔵省調「法人企業統計調査」の「29年報」の固定資産減価償却費について、まず10%減の調整をなし、(調整の理由は、後述の法人企業生産者耐久施設推計のさいに有形固定資産残高について10%減の調整をなしたと同じである。)同調査の「季報」よりもとめた固定資産減価償却費の

うちにしめる有形固定資産減価償却費の割合を乗じて、有形固定資産減価償却費を推計した。

つぎに年度分としては、上記暦年分を基礎として有形固定資産残高の傾向により延長推計した30年1～3月分と、28年度推計における29年1～3月分とを加減して算出した。

金融保険業については、日銀「経済統計月報」などの資料に計上されている有形固定資産残高に平均5%を乗じて算出した。なお同資料などには固定資産減価償却費が計上されており、有形固定資産減価償却費を直接にもとめることが出来ないので、若干の金融機関についての資料から上記の割合をもとめて推計した。

(A) 個人企業

(I) 農業 従来農林省調「農家経済調査」から農家一戸当り農業所得に対する減価償却費の割合を農業個人業主所得に乘じて推計していたが、同調査29年度報告が未発表であるので、28年度の割合を適用して算出した。

(II) 製造業、卸売小売業 分配所得の製造業、卸売小売業個人業主所得の項で算出した減価償却費をとつた。

(III) 飲業、建設業、運転通信その他公益事業 適当な資料がないので、一応28年度推計における減価償却費を個人業主所得の傾向によつて延長推計した。

(B) 個人住宅 個人賃貸料所得推計のさいに算出された減価償却費のうち個人住宅分を計上した。

(b) 資本偶発損 資本偶発損とは民間および政府の有形固定資産の火災、水害等による偶発的な損害のことである。ここには一応損害保険と森林火災保険とについて計上した。

(i) 損害保険 日本損害保険協会調により正味支払保険金、責任準備金および支払準備金の増加額を合計した。

(ii) 森林火災保険 国営林について「国有林野特別会計決定計算書」

から森林火災保険の支払保険金をそのままとつた。

(c) 経常費としてあてられた資本的支出 これは資料の関係で推計していない。

(B) 間接事業税

「政府収入等」の項参照

(C) 補助金

政府の財貨とサービス購入額算出の過程における一般会計の控除項目のうち、価格調整費と損出補償金などを決算書からもとめた。

三 国民総支出

(1) 個人消費支出

個人や非営利団体（政府団体、労働組合などで個人にサービスを提供するものに限る）の財貨とサービスに対する支出であつて家計調査の分類に従つて飲食費、被服費、光熱費、住居費、雑費の5項目からなる。

(A) 飲食費（含酒、煙草）

従来推計の飲食費に学校給食費を加えたもので、これは振替所得に学校給食費が加えられているので、バランス上個人消費支出に計上することとなつているためである。

学校給食以外の飲食費は28年度の推計額を基礎にして、人的方法による推計額の28年度から29年度への傾向により延長推計した。

学校給食費は決算書からもとめた。

(B) 被服費

これは22暦年の物的方法による推計額を基礎に経済企画庁調査課調の物資供給量指数と金額（C.P.I東京）指数および人口の動きの3者を相乗した指数によつて延長推計してきたものであるが、延長指数のうち物資供給量指数が過去年次にさかのぼつて改訂されているので暫定的に28年度の推計額を基礎に人的方法による推計額の28年度から29年度への傾向によつて延長推計した。

(C) 光熱費

28年度の推計額を基礎に人的方法による推計額の28年度から29年度への傾向によつて延長推計した。

(D) 住居費

住居費のうち地代家賃は分配面の総地代家賃から生産用分を控除して推計した。

地代家賃以外の住居費は人的方法による推計額から住居費中にしめる地代家賃の比率を乗じて算出した地代家賃を控除して推計した。

(E) 雑費

人的方法によつて農家および非農家(都市と郡部に区分)に分けそれぞれ推計合算した。すなわち、非農家については統計局調「家計調査」の全都市と小都市の一世帯当り雑費支出金額をもとめ、都市については、右の全都市一世帯当り金額に「国勢調査」と「労働力調査」からもとめた都市世帯数を、郡部については、小都市世帯当り金額に郡部世帯数を、それぞれ乗じてもとめた。農家については、「農家経済調査」の家計支出中の雑費に後記のような修正を加えて推計した24年度の計数を基礎として、全府県一世帯当り支出金額と農家戸数の対前年の傾向を相乗した指数によつて延長推計した。24年度における修正は「農家経済調査」の調査対象が比較的大農家にかたよつている傾向があるので、階層別、地区別に、それぞれ支出金額と戸数を乗じたものを合算してもとめた。

つぎに、これに金融機関等の帰属サービス、官公立学校授業料収入などについて以下にのべるようにして推計したものを加算又は控除した。

(a) 金融機関等の帰属サービス 金融機関の帰属利子に生命保険会社の帰属サービスを加算したものである。金融機関の帰属利子は金融機関の損益計算書から受取利子と支払利子の差額をとり、帰属サービスは生命保険会社の損益計算書から純収入をもとめた。

つぎに、控除項目 (b) ~ (d) の推計であるが

(b) 官公立学校授業料および入学検定料 国、地方とも決算見込額によつた。これは個人税外負担として財政の項に計上されており、他方個

人消費支出の雑費の中にもふくまれているので、バランス上財政計上分を控除調整する必要があるからである。

(c) 国立病院一般診療費負担分 国の決算見込額をもとめ、これに厚生省調による比率を乗じて一般診療分を推計した。これも (b) 同様個人税外負担として財政に計上されており、他方雑費の中にもふくまれているので、バランス上財政計上分を控除調整する必要があるからである。

(d) 社会保険料被属者負担分および国民健康保険料 社会保険料被属者負担分に今回新たに国民健康保険料を加え、厚生省保険局調「事業月報」などからもとめた。

雑費の中には社会保険の被属者負担分がふくまれているが、他方この社会保険個人負担分は個人所得の側では控除されるので、バランス上個人消費支出計上分を控除して調査する必要があるからである。国民健康保険料はその6割をとつた、これは農家においては社会保険料は家計支出に計上されていないためである。

(e) 本邦人海外純消費 大蔵省調「国際収支」の貿易外項目のうち旅行者消費の受払差額に外交団の消費を加えたものである。

(2) 国内民間総資本形成

民間(すなわち個人および民間企業)による、国内における資本形成の総額(減価償却引当を含む)であつて、個人住宅建設、民間企業による生産者耐久施設の形成および在庫品の増加からなつており、後二者は、それぞれ法人企業によるものと個人企業によるものとに分けられている。

(A) 個人住宅建設

建設省調「建築動態総計」より、個人の建築した居住専用建築物と産業併用建築物(ただし農業併用建築物を除く)の居住用部分とをもとめ、それらを合計して個人消費住宅とし、さらに同統計について推定される着工工事額の過少申請、狭少面積建築の統計洩れなどに対し、従来の推計方法と同じく3割増を見込んでここに計上した。

なお、農業併用建築物は、全部個人企業の農業生産施設とみなして、

この項には計上しなかつた。農業を除く産業併用建築物のうちの居住用部分の推計にさいしては、後者の全体にしめる割合を、総理府統計局調「個人商工業経済調査」などの資料より、全国平均で、60%とみなし、算出した。

(B) 法人企業

(a) 生産者耐久施設 資料の関係により一般産業と金融保険業別に計上してそれらを合計した。

(i) 一般産業 まず暦年については、大蔵省調「法人企業統計調査」の「季報」より有形固定資産の純増（「新設」－「減価償却費」）の29年12月末残高に対する割合をもとめ、これを同調査の29年「年報」よりもとめた有形固定資産の期末残高（注）に乗じて純生産施設をもとめ、これに「調査項目」の項において推計済の有形固定資産の減価償却費を加えて総生産施設とした。

つぎに、年度については、上記暦年分に対し、つぎの方法によつてもとめた30年1～3月分と29年1～3月分を加減して算出した。すなわち、両年の1～3月分については、それぞれ「季報」の1～3月分よりえた有形固定資産の純増の期首残高に対する割合をそれぞれ前年の「年報」の有形固定資産期末残高に乗じて純生産施設をもとめ、さらに調整項目の項において推計済みの減価償却費を加えて総生産施設とした。

（注）「29年報」の有形固定資産残高の計数は、「28年報」のそれに対し、過大なのびをしめている傾向がみられるので、税務統計の会社数、自己資本額等ののびの傾向と照合した上、10%を減じて調整した。

(ii) 金融保険業 日銀調「経済統計月報」などから民間金融機関の営業用有形固定資産の純増（再評価による増加を除く）をもとめ、これを純生産施設とみなし、一般産業の場合と同様「調整項目」の項で推計済の金融保険業の減価償却費を加えて総生産施設とした。

(b) 在庫品増加 一般産業についてのみ推計をおこなつた。

まず、暦年分については、「法人企業統計調査」の「棚卸資産」について、「29年報」からもとめた期末残高（注）と「28年報」の期末残高との差額を暦年在庫品増加とした。つぎに年度分については、同じく上記「棚卸資産」について、同上「29年報」からもとめた期末残高に、「季報」の29年12月末残高に対する30年3月末の残高ののびの傾向を乗じて、29年度末残高を推計し、他方「28年報」の期末残高に、「季報」その他資金関係の資料などから総合勘案してもとめた29年1～3月分在庫品増加額を加えて28年度末残高を推計し、その差額を年度在庫品増加とした。なお、在庫品増加の四半期別分割計数については若干の問題を残していると考えられる。

（注）29「年報」の「棚卸資産」残高の計数についても、前項の有形固定資産と同じく、10%を減じて調整した。

(C) 個人企業

個人企業については、農業、製造業、卸売小売業、鉱業、建設業および運輸通信その他公益事業についてのみ推計した。

(a) 農業 従来農林省調「農家経済調査」の「農家財産の年度内異動」より一戸当り農業所得に対する総生産施設および在庫品増加の割合をもとめ、これらの割合を分配面で推計した農業個人業主所得に乗じて推計していたが、29年度については現在なお上記の「農家財産の年度内異動」の計数が未発表であるため、28年度分推計額を一応上記「調査」の「財産的支出」の傾向で延長して推計した。

(b) 製造業、卸売小売業 総理府統計局調「個人商工業経済調査」より従業員規模別に加重平均（規模別ウエイトについては個人業主所得算出の場合と同様）した一業主当り営業所得に対する総生産施設および在庫品増加の割合をもとめ、それらの割合を個人業主所得に乗じて推計した。

(c) 鉱業、建設業および運輸通信その他公益事業 適当な資料がないので、28年度推計の計数を個人業主所得の傾向によつて延長推計した。